

いわての復興教育絵本
作成・発送業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和 3 年 4 月

岩手県教育委員会

担当 学校教育室産業・復興教育担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号
TEL 019-629-6206 (直通) FAX 019-629-6144

(目次)

1	事業の概要	2
2	審査委員会の設置	2
3	受託候補者の選定方法	2
4	受託候補者の資格要件	3
5	申請手続き	4
6	企画提案（プレゼンテーション）の実施	5
7	契約に関する事項	6
8	日程	6
9	提出書類の取扱い	7
10	その他	7
11	問合せ及び申請書類提出先	7

いわての復興教育絵本作成・発送業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 事業の概要

- (1) 事業名
いわての復興教育絵本作成・発送業務委託
- (2) 事業の目的
「いわての復興教育プログラム」【第3版】における教育的価値【いきる】【かかわる】【そなえる】を踏まえた、絵本を作成し、復興教育の充実を図るものである。
- (3) 委託する業務内容
 - ア いわての復興教育副読本を基にした絵本（以下「絵本」という。）執筆・編集・デザインに関わる業務。
 - イ 絵本の印刷製本業務。
 - ウ 絵本の県内指定場所等への発送。
 - エ その他詳細は、資料2 いわての復興教育絵本作成・発送業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 委託期間
契約の日から令和4年2月28日（月）まで
- (5) 予算額（税抜）
4,082千円以内

2 審査委員会の設置

契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するため、岩手県（以下「県」という。）の関係者で構成する「いわての復興教育絵本作成・発送業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

3 受託候補者の選定方法

- (1) 選定方法
参加者の提案の審査は、「資料4 プロポーザル審査要領」に基づき、審査委員会において行う。
- (2) 受託候補者の内定
受託候補者は、審査委員会の審査結果に基づき決定する。
- (3) 審査結果の通知及び公表
審査結果は、受託候補者の決定後速やかに、全ての企画提案参加者に対し、文書で通知するとともに、岩手県のホームページに、受託候補者の氏名等、及び全ての企画提案者の得点を掲載する予定であること。
- (4) 企画提案（プレゼンテーション）の実施
受託候補者の選定を行うため、令和3年6月2日（水）に、企画提案参加者によるプレゼンテーションを実施する。

4 受託候補者の資格要件

(1) 県内に事務所等を置く法人その他の団体であること

ア 団体は、複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）でも申請できる。

イ 単独で申請する団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできないこと。

ウ グループで申請する団体の構成団体は、単独又は他のグループの構成団体となって申請することはできないこと。

エ グループで申請する団体は、代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めない。

(2) 申請団体（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ。）は、次の要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。

エ 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

オ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

カ 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から、一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

キ 上記カに規定する期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

ク 小学校学習指導要領（平成 20 年文部科学省告示第 27 号、平成 29 年度文部科学省告示第 63 号）及び中学校学習指導要領（平成 20 年文部科学省告示第 28 号、平成 29 年度文

- 部科学省告示第 64 号)、高等学校学習指導要領 (平成 20 年文部科学省告示第 29 号、平成 30 年度文部科学省告示第 68 号)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 (平成 21 年文部科学省告示第 36 号、平成 29 年度文部科学省告示第 73 号)、特別支援学校高等部学習指導要領 (平成 21 年文部科学省告示第 34 号、平成 31 年度文部科学省告示第 14 号) の内容を熟知している者であること。
- ケ 教科書に準じた用語使用・頁構成、著作権処理等について専門的な知識・技能を有すること。
- コ 過去に本業務と同種又は類似業務を確実に履行した実績を有する者であること。
- サ 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。

5 申請手続き

(1) 募集要項の配付

- ア 配付日時
令和 3 年 5 月 12 日 (水) まで
- イ 配付方法
公式ホームページ「入札・コンペ・公募情報」
<https://www.pref.iwate.jp/news/1016275.html>

(2) 募集要項に関する質問の受付及び回答

- ア 受付期間
令和 3 年 5 月 12 日 (水) 午後 5 時まで
- イ 受付方法
質問書 (様式第 1 号) に記入の上、電子メールにより提出すること。
- ウ 回答方法
電子メールにより申請者全員に回答する。

(3) 募集要項に関する説明会

説明会は開催しない。

(4) 公募プロポーザル参加申請書類の受付

参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- ア 受付期間
令和 3 年 5 月 12 日 (水) までの各日午前 9 時から午後 5 時まで (土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。)
- イ 提出場所
11 に同じ
- ウ 提出方法
持参又は郵送による。
ただし、郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに 11 の担当機関に必着しなければならない。

エ 提出書類

申請に当たっては各種税金の滞納の有無を確認できる証明書及び以下の書類を提出すること。（県が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがある。）

各書類とも7部〔正本1部、副本6部（副本は写しで可）〕作成のこと。

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式第2号）

グループ申請の場合、グループ申請構成表（様式第2-1号）も提出すること。

(イ) 申請者の経営状況及び業務内容を明らかにする書類

グループ申請の場合は、構成団体の全団体分を提出すること。

① 団体概要書及び過去5年間の類似事業の主な受注等実績（様式第3号）

② 事業計画書、活動実績書、総会議事録等の書類

③ 収支決算書又は財務諸表（過去3年分）

(5) 企画提案参加資格の通知

岩手県教育委員会事務局学校教育室において申請書類の内容を審査・確認し、令和3年5月19日（水）までに、企画提案への参加資格の有無を電子メールで通知する。

(6) 参加資格要件を満たせなかった者に対する理由説明

ア 参加資格要件を満たさなかった旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して3日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、書面により説明を求めることができる。

イ 上記により説明理由を求められたときは、速やかに、書面により回答する。

6 企画提案（プレゼンテーション）の実施

(1) 企画提案（プレゼンテーション）の開催

ア 開催日及び場所

令和3年6月2日（水） 岩手県庁4階 4-2 特別会議室（予定）

※ 時間及び留意事項等は、後日お知らせすること。

イ 開催方法等

(ア) 審査は、参加者から提出された業務提案書に基づいて実施する。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及び動画の使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。

(イ) ビデオ及びプロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡すること。

(ウ) プレゼンテーションの順番については、企画提案書の受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり30分（説明20分、質疑応答10分）とする。

(2) 企画提案書の提出

企画提案への参加者は、企画提案書（様式任意）7部（正本1部、副本6部（副本は写しでも可））を、令和3年5月26日（水）午後5時までに11へ持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接持参すること。

また、郵送の場合は、二重封筒とし、内封筒に提案書等及びプロポーザル参加資格確認結果通知書の写しを同封の上密封し、外封筒に「プロポーザル提案書」在中の旨を朱書きして、書留郵便により提出期限までに必着しなければならないものとする。

(3) 企画提案書には、次の項目については必ず記載すること。

ア 会社概要

イ 業務実績

ウ 業務推進・実施体制

エ 業務・内容の全体構想

※ 副読本を基に、絵本の候補となる話題を3点示すこと。

※ 執筆依頼者等の構想を示すこと。

オ 過去に作成した同種又は類似絵本

カ トラブルへの対応

キ 絵本と副読本の系統性

※ 副読本を基に、絵本の候補となる話題を3点示すこと。

ク 参考見積

(4) 業務を受託した場合の参考見積書（任意様式とするが、作業項目や内容ごとに各種経費等が分かるように作成すること。）を併せて提出すること。

(5) 企画提案会においてプレゼンテーション資料を使用する場合は、その資料を紙面に印刷して併せて提出すること。

(6) 企画提案の審査結果通知

審査結果は、各参加者に郵送により書面で通知する。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 契約内容及び仕様書

契約内容及び仕様については、受託候補者と県が協議の上決定する。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を県ホームページ上で公表する。

8 日程（予定）

	実施項目	実施日
1	募集要項の公表	令和3年4月28日（水）
2	質問票の提出期限	令和3年5月12日（水）12時

3	参加資格確認申請書類提出期限	令和3年5月12日（水）17時
4	参加資格確認結果の通知	令和3年5月19日（水）
5	企画提案書等の提出期限	令和3年5月26日（水）17時
6	企画提案（プレゼンテーション）実施日	令和3年6月2日（水）
7	審査結果通知	令和3年6月9日（水）
8	契約締結	令和3年6月下旬

9 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、県及び審査委員会における使用に限り、必要に応じて複写することがある。
- (3) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めない。

10 その他

(1) 失格又は無効

次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効となることがある。

ア 申請者の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき

ウ 申請書類に虚偽の記載があったとき

エ 委員会委員、本県職員及び本件関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき

オ 申請資格を有していないことが判明したとき

カ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき

キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が委託者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めたとき

ク その他不正な行為があったと県が認めたとき

(2) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。

(3) 費用負担

申請に係る経費はすべて申請者の負担とする。

11 問合せ及び申請書類提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県教育委員会事務局 学校教育室 産業・復興教育担当

電話 019-629-6206（直通）

FAX 019-629-6144

メールアドレス DB0003@pref.iwate.jp